

○ 招 集 告 示

吉川松伏消防組合告示第10号

平成28年第3回（12月）吉川松伏消防組合議会定例会を次のとおり招集する。

平成28年12月9日

吉川松伏消防組合管理者 中 原 恵 人

記

- 1 期 日 平成28年12月19日（月）
- 2 場 所 吉川松伏消防組合消防本部3階議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（9名）

1番	松	岡	高	志	議員	2番	小	野	潔	議員		
3番	稲	葉	剛	治	議員	4番	遠	藤	義	法	議員	
5番	吉	川	敏	幸	議員	6番	伊	藤	正	勝	議員	
7番	山	崎	隆	一	郎	議員	8番	平	野	千	穂	議員
9番	長	谷	川	真	也	議員						

不応招議員（なし）

## 平成28年第3回（12月）吉川松伏消防組合議会定例会

議事日程（第1号）

平成28年12月19日（月曜日）午前9時30分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 一般質問
- 日程第 6 報告第 4号 専決処分事項の承認について
- 日程第 7 第13号議案 平成27年度吉川松伏消防組合一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 8 第14号議案 平成28年度吉川松伏消防組合一般会計補正予算（第3号）
- 日程第 9 議員提出第1号議案 吉川松伏消防組合議会特別委員会条例

午前9時30分開会

出席議員（9名）

1番	松岡高志	議員	2番	小野	潔	議員
3番	稲葉剛治	議員	4番	遠藤義法	議員	
5番	吉川敏幸	議員	6番	伊藤正勝	議員	
7番	山崎隆一郎	議員	8番	平野千穂	議員	
9番	長谷川真也	議員				

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

管理者	中原恵人
副管理者	会田重雄
監査委員	小島伊紀
消防長	酒井誠
会計管理者	相川勘造
次長	地引二郎
予防課長	戸井田勉
警防課長	黒田信浩
吉川消防署長	鈴木克巳
松伏消防署長	伊藤嘉則

---

本会議に出席した事務局職員

書記長	小池稔
書記次長	植竹敬一郎
書記	麻生悠樹

○長谷川真也議長 皆様、おはようございます。議員の皆様方には大変お忙しい中、ご健勝にてご参集を賜り、ありがとうございます。

---

◇

◎開会の宣告

(午前 9時30分)

○長谷川真也議長 ただいまの出席議員は全員であります。これより平成28年第3回吉川松伏消防組合議会定例会を開会いたします。

---

◇

◎開議の宣告

○長谷川真也議長 これより直ちに本日の会議を開きます。

---

◇

◎議事日程の報告

○長谷川真也議長 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

---

◇

◎会議録署名議員の指名

○長谷川真也議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第72条の規定により、

8番 平野千穂 議員

1番 松岡高志 議員

以上の2名を今会期中の会議録署名議員に指名いたします。

---

◇

◎会期の決定

○長谷川真也議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日限りとしたいと思っております。これにご異議ござい

ませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○長谷川真也議長 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日1日と決定いたしました。



### ◎諸般の報告

○長谷川真也議長 日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、監査委員より平成27年度出納整理期間中の4月、5月分及び平成28年度4月から7月までの出納検査の結果について報告がありましたので、その写しをお手元に配付しておきましたので、ご了承をお願いいたします。

次に、今期定例会に管理者より提出された議案の件名につきましては、お手元に議案目録の写しを配付してありますので、朗読を省略いたします。

次に、今期定例会に出席の説明員の氏名につきましては、お手元に配付させていただきましたので、ご了承をお願いいたします。

次に、地方自治法第180条第1項の規定により、管理者から専決処分書の提出がありました。その報告書の写しをお手元に配付させていただきましたので、ご了承をお願いします。

以上で諸般の報告を終わります。



### ◎行政報告

○長谷川真也議長 日程第4、行政報告を行います。

中原恵人管理者。

○中原恵人管理者 おはようございます。議員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、平成28年第3回定例会に際しましてご出席を賜りまして、深く感謝申し上げます。

それでは、早速ではございますが、2点の行政報告をさせていただきます。初めに、小型の消防ポンプ自動車松伏2運用開始について申し上げます。当該車両につきましては、平成28年7月5日の納車後に、松伏署職員に対して車両製造業者による取扱説明会を実施し、運用開始までの期間に資機材取り扱い訓練、車両操縦訓練を行い、7月27日より運用を開始したものでございます。また、当該車両は、600リットルの水を積載しており、そのほかの資機材といたしまして、油圧救助用資機材、可搬式ウインチなどを積載し、消火活動のみならず、多種多様化する災害での対応が可能と

なる車両となっているものでございます。

2点目に、吉川市消防団第8分団及び松伏町消防団第6分団車両運用開始について申し上げます。当該車両につきましては、平成28年10月19日の納車後に、所属消防団員に対し取扱説明会を実施し、10月22日より運用を開始したものでございます。また、当該車両は、昨年導入いたしました吉川市消防団第13分団と同型の多機能型消防団車両となりまして、油圧救助用資機材などを積載し、消火活動のみならず、各種災害での対応が可能となっているものでございます。

以上で行政報告を終わります。



### ◎一般質問

○長谷川真也議長 日程第5、一般質問を行います。

通告に従いまして、6番、伊藤正勝議員の質問を許可します。

通告第1号、6番、伊藤正勝議員。

○6番 伊藤正勝議員 それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

歳末の多忙な時期に入りまして、いろんな犯罪や、あるいは火災など、より緊張を強いられるときでもございます。本当に消防関係の皆さんはご苦労さまでございます。改めて日ごろのご尽力に対して敬意と感謝をまず申し上げておきたいと思っております。ありがとうございます。

それでは、質問、今回は大きくは2点について伺ってまいります。1つは、消防団の実情ということでございます。消防団の充実強化の法律も2年ほど前に制定をされまして、地域防災力充実強化ということが大きな課題の一つでございます。とりわけ女性あるいは若い学生たちを消防団の中に組み込み、そういう支援を加速させる、そういう制度も設けられております。

そこで、吉川の消防団の実情について伺ってまいります。吉川と松伏の消防団の定数、そして充足率はいかがでありますかと、実情を端的に伺います。

次に、年度途中で退団をすると、そういう人たちの数はどういうことになるのか。補充はどういうことになるのかということもあわせて伺っておきます。

消防団、大変心強い存在ではありますけれども、現在の年齢構成、平均あるいは世代別の年齢構成はどうなっているのかということでもあります。

消防団の活躍は、日中あるいは夜間、早朝、いつ何どき災害が発生するかわかりません。駆けつけなければならないということでもあります。しかし、そういう役割や使命感を持っていても、現実的には対応できないという状況にある方も多いのだらうと思っております。そういう意味で、日中の市内、町内の居住者は、この消防団の構成の中でどんな割合になっているか。夜間の居住者の割合はどういうことなのかということも伺っておきます。

消防団は、団員の存在自体が大きな支えではありますが、いざという場合、やはり各種の研修などを通じて、あるいは訓練を通じて対応できる、そういう備えが必要だろうと思います。消防団の各種研修あるいは行事への参加率をあわせて伺っておきます。

同時に、実践訓練、実践訓練といいますか、実践の経験ということがとりわけ自信に結びついてくるのだらうと思います。消防や水防活動への実働回数と、その参加率、市民関係ということでお示しをいただければということでもあります。

消防団の実情とあわせて、さらに消防を、ある意味では消防団を強化をしていく。これはもう全国的なこの目標になっていると思いますけれども、1つは日中の消防団、夜間に対応できないけれども、日中なら対応できるよと、そういう日中消防団というものを1つの分団として結成してはいかがですかということでもあります。そういう事例も全国的には出ているようでもあります。

また、女性消防団を充実強化するということについては、いかがお考えなのか。現在の実情、広報、訓練あるいは高齢者の訪問を通じての防災対応力の強化、安全のあるいは安心の強化ということで、そういう機能が求められているということでもあります。28年度からですか、全国の女性消防団支援活動事業というような制度あるいは予算の裏づけもセットされているようでもあります。女性ならではの機能ということもますます求められているのだらうと思います。ぜひ吉川にも強化をしたらいかがかなという視点を加えてこの質問をさせていただいております。

そして、消防団関係の質問の最後に、現在の吉川松伏消防団について、それぞれどう評価をされているか。十分役割機能を果たせるというふうに考えているのか。課題についてはいかがか。これはできれば吉川、松伏に分けて、あるいは分団ごとにも少し問題、課題に違いがあるのかなと、そういう全体の問題と同時に、個別分团的にもコメントできればいただければということでもあります。

次の質問は、消防活動の記録についてであります。火災出動を初め各種の災害出動や救急救命活動は、日報として記録をする、これが一つの使命といいますか、義務に位置づけられているのだらうと思います。どんな記録や報告がこの消防本部の場合行われているのか、記入の内容、そして記入の責任者はどういうことになっているのか。

第2番目に報告や記録の閲覧について、あるいは点検作業の実情について、それはどういうことになっているのか。

消防のこの日常活動あるいは日常の点検作業ということに関連して、この各種の記録については、常時反省や点検の材料にしなければならないということが示されていたと思います。そういうことでは吉川の場合、どういうことになっているか。

あわせて、開示や、その記録の保存についても伺っておきます。日常の記録は職員は自由に見ることができるのか。それは文書だけなのか、あるいは今の時代ですので、パソコンなどに保存されて柔軟に見ることができるのかということを含めてご答弁をいただければと。また、文書には保存



期間というのが一般的にはあるのだらうと思います。どんなことになっているのか。

あわせて、音声、映像の記録や保存についても、その実情を伺っておきます。開示するという情報公開の時代ではありますけれども、それなりの制約もあるのだらうと思います。内部の関係者に対する開示、同時に外部に対する開示、基本的な考え方や現在のターゲットの実情を伺っておきたいということであります。よろしく願いいたします。

○長谷川真也議長 ただいまの6番、伊藤正勝議員の一般質問に対しまして答弁を求めます。

黒田信浩警防課長。

○黒田信浩警防課長 警防課長の黒田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。伊藤議員のご質問にお答えいたします。

初めに、質問事項1点目の消防団の実情についてでございますが、1番目の吉川と松伏の消防団充足率につきましては、吉川市消防団の条例定数が320名、松伏町消防団の条例定数が126名でございまして、平成28年12月1日現在での吉川市消防団員数は308名で、充足率が約96%、松伏町消防団員数は107名で、充足率が約85%となっております。

2番目の年度途中退団者の動向につきましては、12月1日現在で吉川市、松伏町の両消防団とも途中退団者はおりませんでした。

なお、入団の条件につきましては、当該消防団区域内に居住し、又は通勤する者、年齢18歳以上の者、志操堅固でかつ身体強健な者となっております。退団につきましては、本人の意思により申し出があり、任命権者が許可することとなっております。

3番目の年齢構成につきましては、平成28年12月1日現在、吉川市消防団では、19歳が1名、20代が7名、30代が62名、40代が169名、50代が61名、60歳以上が8名で、平均年齢が約45歳でございます。

松伏町消防団では、19歳が1名、20歳代が3名、30歳代が18名、40歳代が41名、50歳代が34名、60歳以上が10名で、平均年齢が47歳でございます。

4番目の日中の市内、町内居住者、夜間の居住者の割合につきましては、日中、吉川市消防団では308名中152名が吉川市以外で勤務をしております。松伏町消防団につきましても、107名中49名が松伏町以外での勤務となっております。吉川市消防団では約49%、松伏町消防団では約46%が吉川市、松伏町以外の勤務となっております。夜間につきましては、吉川市消防団では308名中307名が吉川市に居住しております。松伏町消防団につきましても、107名中100名が松伏町に居住しております。

5番目の各種研修や行事への参加率につきましては、各種研修及び研修行事により参加要請人数は異なりますが、平成28年12月1日現在の吉川市消防団並びに松伏町消防団が行いました要請人員の決まっている各研修につきましては、消防団員講習会など8件ございまして、参加率は80%となっております。また、行事につきましては、消防団辞令交付式・入団式など5件ございまして、約

75%の参加率となっております。例を挙げますと、研修といたしましては、7月24日に実施されました埼玉県吉川支部幹部講習会につきまして、吉川市消防団並びに松伏町消防団の班長以上の階級にある者113名に参加要請をいたしましたところ、88名の参加となり、約77%の参加率となっております。また、吉川市消防団並びに松伏町消防団の全団員を対象としました行事につきましては、10月30日に実施されました吉川市消防団松伏町消防団合同特別点検になります。吉川市消防団及び松伏町消防団全団員415名に参加要請したところ、240名の参加となり、約57%の参加率となっております。

このほかの行事や活動につきましても、春、秋の火災予防運動、歳末特別警戒によります防火広報活動、月1回以上の車両機械器具点検などを行っております。

また、研修や行事のほかに、消防訓練におけます団員の参加件数につきましては、吉川市消防団では14件、警備などで6件の訓練参加がございました。松伏町消防団につきましては、消防訓練などが8件、警備などが2件ございました。女性消防団員によります救急指導などの参加件数につきましては、吉川市消防団で13件、松伏町消防団で16件の参加件数となっております。

6番目の消防や水防活動への実働回数と参加率につきましては、平成28年1月からの吉川市内で消防団が出動した災害におきましては、建物火災が3件、車両火災が1件でございました。延べ出動人員につきましては114名となっております。

1件の建物火災を例に挙げますと、7月21日午後7時30分ごろに発生しました建物火災につきましては、13分団中12分団が出動いたしまして、消火活動の補助、交通整理などの二次災害防止、鎮火後の監視などの活動を行っており、延べ出動人員につきましては66名となっております。

松伏町内で消防団が出動した災害につきましては、建物火災が1件、警戒が1件となっております。延べ出動人員につきましては18名でございます。

1件の建物火災を例に挙げますと、午前11時ごろ発生した建物火災については、7分団中4分団が出動しておりまして、消火活動の補助、交通整理などの二次災害防止、使用した防火水槽への充水、鎮火後の監視などの活動を行っており、延べ出動人員につきましては14名となっております。

質問事項2点目の機能別消防団の結成についてお答えいたします。1番目の日中消防団（水防団）を結成してはいかがですかにつきましては、埼玉県内では12月1日現在、機能別消防団員・分団を導入し活動を行っている消防団は6市町でございます。機能別消防団制度は、地域の実情に応じて、訓練を含めた全ての消防団活動に参加できない人が、特定の活動や役割に限定して従事するものでございます。長瀬町、三芳町、富士見市、小鹿野町では、昼間の災害対応を活動内容としており、戸田市は火災予防や応急手当てなどの普及啓発活動、行田市は水防活動を主体とした活動になっていると聞いております。

現在、吉川市消防団の充足率が96%、松伏町消防団の充足率が85%でございますので、まずは基本団員の十分な確保を前提としまして、充足率の向上に努めてまいりたいと考えております。

2番目の広報、訓練に特化した女性消防団も考えられますが、いかがですかにつきましては、埼玉県全体を見ますと、女性消防団員を導入しております市町村は55ございまして、その内容を見ますと、普及啓発活動を行っている女性消防団員が大半でありまして、平成28年7月現在では、2市の消防団員につきましては、災害時出動を行っていると同っております。吉川市女性消防団員、松伏町女性消防団員は、平成15年10月に導入されまして、平成28年12月1日現在、吉川市消防団に15名、松伏町消防団に13名が在籍しております。主な活動内容といたしましては、火災予防や応急手当での普及啓発活動を行っております。

具体的には、高齢者や幼児を対象といたしました火災予防や応急手当での啓発劇、普通救命講習会などにおきまして、応急手当指導員として活動を行っております。

また、救急キャンペーンや、よしかわ市民まつり、まつぶし町民まつりにおきまして、応急手当を中心とした広報活動も行っております。今後は女性消防団員のPR活動や募集活動をさらに広めていきたいと考えております。

3番目の現状の評価について。十分機能していますかにつきましては、消防団の現状の評価につきましては、災害時の対応におきまして、常備消防との円滑な連携が図られていると認識しております。また、平常時におきましても、各地域での消防訓練に参加し、市町民との関係構築も図れ、消防団員講習会や消防団技術競技会など各訓練を実施しておりまして、各団員の志は高いものと認識しております。吉川市消防団、松伏町消防団ともに団員の充足率の不足が見られますが、両団長を中心に円滑に機能していると認識しております。

各分団の課題につきましては、各分団ごとの団員数の違いがございますので、そちらの確保のほうを今後の課題といたしまして検討していきたいと考えております。

質問事項3点目の消防活動の記録について、記録作成と開示と保存についてお答えいたします。質問要旨の記録や各種災害出動や救急、救命活動は日報として記録をすることと聞くにつきましては、1番目の記録や各種報告書の種類。記載内容。記入者についてはでございますが、各種出動報告書の種類につきましては、吉川松伏消防組合警防規程に定められております火災出動報告書、救助出動報告書、その他災害出動報告書、通信記録表、吉川松伏消防組合救急業務規程に定められております救急活動記録票、救急支援活動実施要綱に定められております救急活動支援報告書がございます。各種出動報告書は、災害出動した際に作成するものでございまして、火災出動報告書は、建物火災、車両火災など6項目の火災事案に該当する場合に作成いたします。主な記載内容といたしましては、災害発生日時、発生場所、所有者又は責任者名、気象状況、活動状況、活動概要、活動時刻などを記載いたします。また、救急活動記録票は、火災事故、交通事故、労働災害、急病など14項目の救急種別に出動した際に作成し、救急救命士が特定行為を行った際には、救命処置録を添付いたします。主な記載項目といたしましては、救急要請の住所や名称、活動時刻、傷病者の住所氏名、事故概要、現場での観察状況、応急処置内容などを記載します。各種出動報告書の作成者につつま

しては、災害出動した隊が作成し、隊長が確認しております。また、一当務の中での災害出動や業務内容をまとめた勤務日誌というものがございます。

2番目の報告や記録の閲覧や点検作業の実情についてでございますが、建物火災に出動した際の火災出動報告書を例にいたしますと、災害が発生した管轄の出動隊が火災出動報告書を作成し、全出動隊の活動状況報告書、現場活動図、平面図を添付いたしまして、各隊長が確認を行い、当直責任者が点検を行った後に所属長へ提出されます。所属長が確認し、警防課長の合議を経てから、次長、消防長への報告が行われます。

3番目の反省や点検の材料にしているかにつきましては、火災や特殊災害に関しましては、出動した全部隊を対象といたしました警防対策検討会や各所属ごとにおきまして、事案検証を警防技術の向上を図るために行っております。救急に関しましては、救急技術指導者によります署内事後検証、医師から直接的な指導・助言といたしまして、医学的見地からの面談式事後検証を行っております。各種出動報告書はこのような検証に活用しております。技術の向上を図り、今後の災害活動に生かしていくものでございます。

4番目の開示や保存についても伺いたい。職員は自由に見ることができるのか。保存期間はについてでございますが、開示につきましては、公文書の公開請求がございましたら、吉川松伏消防組合情報公開条例施行規則に基づきまして、全部公開又は一部公開などを請求者に伝えているものでございます。保存につきましては、吉川松伏消防組合文書管理規程に基づきまして、総務課長、署長及び分署長の管理のもと、保存文書は書庫に保存されております。各職員は、所属長の承認を得てからの保存文書の借用又は利用となっております。保存期間につきましては、各種災害出動報告書は11年以上となっております。

○長谷川真也議長 地引二郎次長。

○地引二郎次長 それでは、伊藤議員のご質問にお答えをいたします。

4点目の音声、映像の記録と保存についてのうち、実情につきましては、電磁的記録管理要綱を制定し、電磁的記録の管理に関し必要な事項を定めております。当該電磁的記録におきましては、文書管理と同様に、課署単位で文書保存棚となるファイリングキャビネット内に保存し、漏えい、不正利用や、または改ざん等がないよう適切に管理を行っているものでございます。

次に、開示（内部と外部）の基本的な考えでございますが、こちらにおきましても、同要綱において、個人情報等の特に重要なものを担当課以外に持ち出す場合は、事前に所属長の承認を得てからでなければ持ち出しはできないものとなっております。原則として外部への持ち出しはできないものとなっております。

以上でございます。

○長谷川真也議長 ただいまの答弁に対しまして、再質問はありますか。

6番、伊藤正勝議員。

○6番 伊藤正勝議員 ありがとうございます。基本的にしっかり取り組んでいただいているということが確認できたと思います。

2点について再質問をいたします。1つは、これ窓口にあったのですけれども、ボランティアファイヤーコープス、女性消防団員の特集号といたしますか、募集、きのうかおとといの地方紙に、鴻巣市でだったですか、あなたの自治体でのことしの出来事の中で5つ挙げてくれという質問が続いています。そういう企画があるのですけれども、鴻巣市の市長さんは女性消防分団ができたことだということを3番目か何かに挙げていました。それで、ほっと見たら、フラワーファイヤーファイターズ、フラワーファイヤーファイターズ、おお、格好いいなと思って、改めてこれ、ではこちらはファイヤーコープス、チェンジ・マイ・ラブと、英語も交えて格好いい。ぜひ今、吉川で15人、松伏で13人の女性団員の方がPR活動や各種予防訓練みたいなものをご活躍いただいているわけですが、やっぱり分団というふうにしきと位置づけて、かかわりをもうちょっとすると、さらにいいのかなと。そして、今、先ほど申しあげましたように、国策といたしますか、消防庁としても女性分団を機能訓練の柱として盛り上げていきたいということで、そういう加速支援の予算だとか、あるいは全国的な情報の交換だとか、そういうことをやっているようであります。ちょうどいい機会なので、ぜひ盛り上げてもらいたいなと、そういう機運が吉川の中にもあるような感じがするのです。私どもの仲間の議員さんの中にも、女性議員さんで消防団に加入している人とか、加入したいとか、そういうような関心を持っている人たちもいますし、一つのチャンスだと思うのです。やっぱりしかも国からも出て予算がちょっと引き出せるとか、そして活動によっては、いろんな補助金がついたり、幅が広がってくるのだらうと。何よりも市民や、あるいは高齢者や若者に関心を持っていただくということでは、女性と並んで大学生というのが一つの対象にはなっているのですけれども、吉川の場合はなかなか大学生という範疇でのこれは難しいかなという感じがしますので、ぜひ女性を分団化して、戸田市なんかもつくって数年で消防庁表彰ですか、全国的な表彰も受けたということもいつぞやちょっと紹介もしましたけれども、花のある、フラワーファイヤーファイターズ、フラワーですよ。やっぱり男性の消防団もより関心が高まるのではないかと、私は特に女性の存在、女性のパワーという、潜在的な魅力といたしますか、そういうものをぜひ吉川の中に、あるいは松伏の中に、今はもう基盤があるわけですから、せっかくなら分団にして、存在感を示していただきたいと、これが1つです。

もう一つ、一言端的に、例えば吉川の場合、13分団ですね。96%の充足率なのだけれども、何か新興住宅地ではちょっと人が足りないのですよとか、何かそういう特色があるのかどうか、全部押しなべて問題ないのか。やっぱりちょっとこういう特徴がありますよとか、こちら辺で苦勞していますよとか、松伏に関連してもそういうことがあれば一言いただきたい。

以上であります。よろしく願いいたします。

○長谷川真也議長 ただいまの再質問に対しまして答弁を求めます。

黒田信浩警防課長。

○黒田信浩警防課長 ただいまの伊藤議員のご質問にお答えいたします。

女性消防団員の分団化につきましては、非常に貴重なご意見といたしまして、今後団長、また女性の分団長もごございますので、それから構成市町等もごございますので、それぞれ調整を図りながら調査研究をしてみたいというふうに考えております。

今、団本部に所属しております、松伏町女性消防団、吉川市女性消防団、両方ともレッドエンジェルズという愛称がついていることをご報告させていただきます。

それともう一点、各分団のその地域の特徴といたしますか、そのところなのですけれども、吉川市につきましては、第5分団のところの分団の地域に関しましては、人数が35名おりまして、こちらは木売の地内とか、こちらも結構充足されているような感じではございます。一番多いところといえますと、こちらの分団です。一番吉川市の中で少ないといえますと、第13分団という分団が三輪野江のところなのですけれども、こちらの分団が16名というふうになっております。一応この人数に関しましては、多いところと少ないところというご報告になります。

それから、松伏町に関しましては、松伏町の第6分団です。これは金杉、魚沼方面なのですが、そちらのほうに関しまして18名おります。それから、第1分団、こちらは松伏町の田中を主に管轄しているのですけれども、こちらは7名というところで、一番少ないというところで、こういったところをどういうふうに増減の割合を均等にするかというところが問題として考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○長谷川真也議長 以上で一般質問を終了いたします。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時14分

再開 午前10時19分

○長谷川真也議長 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎報告第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○長谷川真也議長 日程第6、報告第4号 専決処分事項の承認についてを議題といたします。  
提案者の説明を求めます。

中原恵人管理者。

○**中原恵人管理者** それでは、報告第4号 専決処分事項の承認についてを説明させていただきます。

専決処分をした事項につきましては、平成28年度吉川松伏消防組合一般会計補正予算（第2号）でございます。

本補正予算につきましては、準用しております吉川市職員の給与に関する条例におきまして、人事院勧告の趣旨を踏まえ、一般職の職員の給料月額及び勤勉手当の額を改定する一部改正に伴い、当消防組合におきましても、吉川市条例を準用する条例により、同様の施行を行うため、12月1日を基準日とした期末・勤勉手当の支給などに反映させるための予算措置が必要となり、緊急に消防職員給与費のみを内容とする平成28年度吉川松伏消防組合一般会計補正予算（第2号）の専決処分を行ったものでございます。

詳細につきましては、消防本部次長から説明をさせていただきます。

以上、ご報告を申し上げますとともに、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○**長谷川真也議長** 次に、地引二郎次長。

○**地引二郎次長** それでは、専決処分をいたしました事項の平成28年度吉川松伏消防組合一般会計補正予算（第2号）につきまして、補足説明をさせていただきます。

それでは、お手元の議案書、報告第4号 専決処分事項の承認についての次のページの別紙、平成28年度吉川松伏消防組合一般会計補正予算（第2号）の8ページ、9ページをお開きください。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書に基づきましてご説明いたします。まず、歳出でございますが、3款1項消防費、1日常備消防費の消防職員給与費でございますが、2節給料の消防職給料につきましては、平均0.2%の給料表改定を行い、平成28年4月1日の遡及適用される差額支給分を含め支給したもので、202万2,000円を増額するものでございます。

次に、3節職員手当につきましては、勤勉手当支給割合において、平成28年12月支給分が100分の80から100分の90に改正されたことに伴う増額分と、当該給料改定に伴う手当などの影響額といたしまして、585万6,000円を増額するものでございます。

また、埼玉県市町村総合事務組合負担金は、給料改定に伴い増額するものでございます。

恐れ入りますが、6ページ、7ページをお開きください。歳入でございますが、1款分担金及び負担金、1項1目負担金の1節常備消防費負担金でございますが、歳入、消防職員給与費の864万3,000円の財源を消防費基準財政需要額の割合に応じまして、吉川市負担金551万4,000円、松伏町負担金312万9,000円の負担をそれぞれお願いするものでございます。

以上、専決処分をいたしました平成28年度吉川松伏消防組合一般会計補正予算（第2号）の補足説明とさせていただきます。

○**長谷川真也議長** これより質疑に入りますが、当報告につきましては、通告されておりませんので、質疑はなしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○長谷川真也議長 討論の発言がありませんので、討論なしと認めます。

これより報告第4号の採決をいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○長谷川真也議長 挙手全員であります。

よって、報告第4号 専決処分事項の承認については、承認することに決定いたしました。



### ◎第13号議案の上程、説明、質疑、討論、採決

○長谷川真也議長 日程第7、第13号議案 平成27年度吉川松伏消防組合一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

中原恵人管理者。

○中原恵人管理者 それでは、第13号議案 平成27年度吉川松伏消防組合一般会計歳入歳出決算の認定につきましてご説明をいたします。

歳入及び歳出につきましては、予算現額19億7,620万5,000円に対しまして、収入済額19億7,053万6,727円で、支出済額19億4,515万254円でごございましたことから、歳入歳出差引残額は2,538万6,473円となりまして、全額を平成28年度への繰越金とさせていただくものでございます。

主な事業につきまして申し上げますと、1点目は、通信指令管理事業で、火災・救急を初め大規模災害発生時など消防諸活動におけます中枢機能の役割をより迅速かつ円滑に果たすため、最新技術を駆使した高機能消防指令システムに更新整備し、消防体制の充実強化を図りました。

2点目は、車両整備事業におきまして、災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車を更新し、南分署に配備いたしました。当該車両は、消火機能のみではなく、救助事案にも初動対応できるよう油圧救助資機材等を積載し、多様化する災害への対応強化を図りました。

3点目は、救急医療連携事業及び救急活動事業で、高齢化等の進展を背景として、増大する救急需要に対応するため、救急救命士の処置拡大に伴う講習会への参加や救急隊員の研修会、事後事例検討会等に参加し、救急体制の充実強化を図りました。

以上が平成27年度吉川松伏消防組合一般会計歳入歳出決算の主な事業でございまして、地方自治法第233条第5項の規定に基づき提出しております主要施策成果及び事業実績説明書をごらんいた



だき、認定を賜りますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては、会計管理者から説明をさせていただきます。

以上でございます。

○長谷川真也議長 次に、相川勘造会計管理者。

○相川勘造会計管理者 それでは、平成27年度吉川松伏消防組合一般会計歳入歳出決算につきましてご説明をさせていただきます。

別冊の決算書をごらんいただきたいと存じます。9ページ、10ページをお開きください。歳入歳出決算事項別明細書によりまして、ご説明をさせていただきます。

まず、歳入でございますが、1款分担金及び負担金につきましては、予算現額、調定額、収入済額とも15億5,014万4,000円でございます。当消防組規約第14条に基づきまして、構成市町から常備分及び非常備分といたしましてご負担をいただきました組合負担金でございます。前年度対比では4.6%、6,828万3,000円の増で、収入済額全体の78.7%の構成比でございます。負担金額は、右側にあります備考欄のとおりでございます。なお、構成市町における常備消防費の負担割合を申し上げますと、吉川市が63.8%、松伏町が36.2%でございます。

次に、2款使用料及び手数料でございますが、収入済額32万5,430円で、予防関係の審査、検査手数料などでございます。

次に、3款国庫支出金でございますが、予算現額6,772万3,000円に対しまして、収入済額は6,762万3,000円で、前年度と比較いたしますと皆増となっております。管理者からご説明がございましたが、高機能消防指令システム更新整備に伴う補助金でございます。

次に、4款財産収入でございますが、収入済額5万7,710円で、消防施設整備基金の預金利子でございます。

次に、5款繰入金でございますが、収入済額1,613万7,000円で、高機能消防指令システム更新整備に伴う補助金及び組合債以外の財源として、消防施設整備基金を取り崩し、繰り入れたものでございます。

次に、6款繰越金は、収入済額4,094万4,493円でございます。

次に、7款諸収入は、収入済額1,120万5,094円で、主な内容といたしましては、11ページ、12ページでございます。消防団員の退職報償金を消防団員等公務災害補償等共済基金から受入金として吉川市消防団491万5,000円、松伏町消防団137万2,000円、吉川南分署配備の救急車両の追突交通事故による弁償金280万4,457円となっております。

次に、8款組合債は、収入済額2億8,400万円で、内容といたしましては、高機能消防指令システム更新整備、消防車両及び消防団車両の更新整備などの財源として借り入れし、充当したものでございます。

次に、9款寄附金は、収入済額10万円で、東彩ガス株式会社様からの一般寄附金でございます。

以上、歳入合計は、予算現額19億7,620万5,000円に対しまして、収入済額は収入率99.7%の19億7,053万6,727円でございます。収入済額の対前年度との比較は15.1%、2億5,910万548円の増で、国庫支出金及び組合債の増が主な要因となっております。

続きまして、歳出でございます。13ページと14ページをお開きください。1款議会費は、議会運営事業に要した費用でございます。支出済額は163万687円でございます。

次に、2款総務費は、当組合を管理する管理者等、公平委員会、監査委員の管理運営事業に要した費用で、支出済額は54万4,475円でございます。

次に、3款消防費は、歳出における構成比90.3%で、支出済額は17億5,726万5,895円でございます。

目別に申し上げますと、1日常備消防費は、支出済額15億5,772万1,420円で、消防費全体の88.6%を占めており、右側備考欄の消防職員給与費11億5,257万9,667円が歳出総額59.3%の構成比となっております。

15ページ、16ページをお開きください。備考欄中段の研修事業は、消防職員に対する専門的な教育訓練などに要した費用で、消防大学校及び埼玉県消防学校入校負担金や救急救命士養成負担金などに594万493円を支出いたしました。

次に、23ページ、24ページをお開きください。備考欄中段の通信指令管理事業は、高機能消防指令システムの更新整備及び当該事業に付随する工事監理委託費用や聴覚、言語障害の方の119番通報の利便性を向上させるネット119の使用開始など3億2,638万8,558円を支出しました。

次に、25ページ、26ページをお開きください。2目消防施設費でございますが、支出済額1億577万8,693円でございます。備考欄中段の庁舎維持管理事業は、吉川庁舎におきまして、空調設備の老朽化に伴い、平成25年から段階的に実施しております、パッケージ型空調機器の設置工事費や各庁舎設備保守点検などへ4,304万2,349円を支出いたしました。

備考欄下段の車両整備事業におきましては、管理者からご説明がありましたとおり、災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車更新整備に5,832万円を、吉川松伏防火安全協会から車両本体の寄贈により、火災調査車両への艀装費440万8,344円などを支出いたしました。

次に、3目非常備消防費でございますが、支出済額は7,679万4,306円で、吉川市並びに松伏町消防団運営に係る団員報酬、災害出務などの費用弁償や団運営補助金などが主な支出でございます。

29ページ、30ページをお開きください。4目非常備消防施設費でございますが、支出済額が1,697万1,476円で、吉川市並びに松伏町消防団におきます機械器具置場の修繕料や敷地借上料のほか、吉川市消防団第13分団車両の更新整備費などに支出いたしました。

31ページ、32ページをお開きください。4款公債費は、歳出における構成費の9.6%で、支出済額1億8,565万1,487円でございます。

次に、5款諸支出金でございますが、支出済額は5万7,710円で、消防施設整備基金預金利子を

当該基金に積み立てしたものでございまして、平成27年度末におけます基金残高は949万9,992円となっております。

次に、6款予備費でございまして、当初予算額200万円のうち、消防議会会議録印刷製本費や無言通報警戒出動中における損害賠償費などに15万2,000円を充当したものでございます。

以上、歳出合計、予算現額19億7,620万5,000円に対しまして、支出済額19億4,515万254円で、執行率は98.4%でございました。支出済額の前年度との比較は16.4%、2億7,465万8,568円の増で、高機能消防指令システム更新整備や災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車更新整備が主な要因でございます。

以上、平成27年度吉川松伏消防組一般会計歳入歳出決算の説明とさせていただきます。

○**長谷川真也議長** 本決算につきましては、監査委員の出席を求めていますので、監査結果について意見を求めます。

小島伊紀代表監査委員。

○**小島伊紀監査委員** 監査委員を代表いたしまして、平成27年度決算審査の結果につきましてご報告を申し上げます。

平成28年8月25日に小野監査委員とともに審査を行いました。審査に当たっては、管理者より審査に付された決算書などの関係書類について、各法令に準拠して作成されているか、財産の管理は適正か、さらに予算が適正かつ効率的に執行されているかなどに主眼を置き、審査した結果、いずれも法令に準拠し、適正に処理され、誤りのないものと認定いたしました。

平成27年度決算の概要を申し上げますと、歳入は前年度と比べて2億5,910万548円、15.1%増の19億7,053万6,727円で、予算現額に対する収入率は99.7%でございました。歳入のうちの78.7%が吉川市と松伏町からの負担金でございました。

歳出は、前年度と比べ2億7,465万8,568円、16.4%増の19億4,515万254円で、予算現額に対する執行率は98.4%でございました。別に配付させていただいております決算並びに基金運用状況審査意見書のとおり総括的な意見を述べさせていただきますと、平成27年度決算におきましては、当該年度における予算編成方針のとおり、構成市町総合振興計画に掲げる「安心して暮らせる消防・救急体制の強化」並びに「防災・消防・救急体制の充実」を進展する施策に結びつく事業が進捗されていたものと推測されるものでございました。内閣府におけます平成28年11月の月例経済報告によりますと、「景気は、このところ弱さも見られるが、緩やかな回復基調が続いている」とのことですが、構成市町を取り巻く財政状況は依然として厳しいものであることを認識される必要はございます。

電力部分供給契約の締結や空調設備の改修など電気料を初めとする経常経費の圧縮を図り、今後発生が予想される大規模災害や多種多様な災害に対応した消防体制の充実強化に予算を集中させたことに一定の成果が上げられたことと評価できるものでございますが、今後老朽化した消防施設等

の維持補修に向け多額の経費の支出が見込まれますことから、さらに徹底した経費節減を実施するとともに、構成市町と連携を密にしながら、将来にわたる健全な消防財政の維持に努めていただくことを期待いたしまして、平成27年度決算審査における意見とさせていただきます。

○長谷川真也議長 提案者の説明が終わりましたので、通告に従いまして、6番、伊藤正勝議員の質疑を許可いたします。

6番、伊藤正勝議員。

○6番 伊藤正勝議員 それでは、第13号議案 平成27年度吉川松伏消防組合一般会計歳入歳出決算認定に関連しまして質問をいたします。

今、管理者、そして会計管理者、監査委員の皆様方からそれぞれ要約してのご説明、見解が示されました。これに先立って監査委員による審査意見書あるいは主要施策成果及び事業実績説明書も配付され、一応拝見をいたしました。正確な計数、適正な予算執行であると認識をしております。皆さん方のご苦勞に敬意を示した上で、この機会に若干の確認や説明を求めさせていただきます。

まず、消防費についてであります。基本的に監査委員の審査意見書や主要施策成果の説明、例えば成果表では、組織力、災害対応力の維持向上というようなことで、具体的に数字も交えてしっかりとご報告をいただいています。質問は全部基本的にそういうものに沿った形でのことでありますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

まず、消防費についてでございます。職員の定数と在職職員数、その関係をまず伺っておきたいということであります。説明書によりますと、職員定数は160人、現在の在職職員数は150人、2年ほど前に1人増えたかなというふうに認識をしておりますが、この定数と現在の在職職員数との関係、どんなふうになっているのか、その考え方を伺っておきます。

次に、再任用と新採用の実数と考え方であります。これも説明書の中に再任用はたしか2人と書いてありましたけれども、再任用をすることによって、新採用が事実上できなかったといいますか、しなかったという表記も見受けました。再任用と新採用の実数とその考え方、やはり新しい後継者が途絶えていくと、いろんな組織的に問題もあろうかと思えます。そこら辺の基本的な考え方、一方では定年延長、再任用をどう調整を図っていくのか、難しい課題であろうと思えますけれども、どんなふうにお考えなのか伺っておきます。

この150人体制の中で、「消防」と「救急」の割合はどういうことになっているのか。一定の資格要件、ハイレベルのものもあるでしょうし、そこら辺がわかるようにご説明をいただきたいと。両方兼務するような、そういう体制にもあるのかどうか、そこら辺にも触れていただければということでもあります。

消防法令改正に伴う予防業務の高度化という表現もございました。年ごとに高度化している。世の中もなかなか少子高齢化もありまして、いろんな問題があらわれてくるのだらうと思えます。その内容と具体的施策を伺っておきたいということでございまして、その中から総体的にご説明をい

ただければありがたいのですが、個別には火災予防事務事業、応急手当普及啓発事業、救急医療連携事業、この辺が少し変わってくるのかなというようなことで個別に挙げておりますが、運営等について、この内容をご説明いただければと。

少年消防クラブを特に取り上げたのは、注目をしておりましたが、この説明書によりますと、クラブの人数が今減っていると、この動向、そして今後女性消防団と並んでひとつ注目をしておりましたけれども、この実情について改めてここで伺っておきたいということであります。

いろんな形で職員に研修などを含めてフィードバックをしてレベルアップを図っているということも表記をされております。具体的なそのフィードバックの事例など、この機会にご紹介をいただければということであります。

次に、消防施設費について、懸案のデジタル化が整備を終わったということだと思えます。指令管理の事業が一段と高機能になってきた。とてもいいことだと受けとめてはおりますが、どんなふうにこのデジタル化で消防の実務が変わってきたのか。市民との関係を含めて伺っておきたいということでもあります。

1つは、現場到着時間などが少し早まったと、迅速に対応ができるという表記もあったように思います。この実情、ネット119番、障害者に対する対応もきめ細かくできるようになったということだろうと思えますけれども、その内容と実情ということで伺っておきます。Eメールや高所監視カメラ、車両運用端末装置など常備、非常備も含めて、どんなことがことができるようになったのだということがございまして、もうちょっと素人にといいますか、一般市民にわかるようにご紹介をいただければありがたいと思えます。よろしく申し上げます。

○長谷川真也議長 6番、伊藤正勝議員の質疑に対しまして答弁を求めます。

地引二郎次長。

○地引二郎次長 それでは、伊藤議員のご質問に順次お答えをいたします。

初めに、1点目の消防費についてのうち、1番目の職員定数と在職職員数。その関係でございしますが、職員定数については、平成16年4月開庁の南分署における執行体制や当時大量退職が見込まれており、消防力の維持管理を確保する必要がありましたことから、平成15年6月に職員定数条例を改正し、145名から160人に行っているところでございます。本定数は、団塊世代の大量退職における前倒し採用人員も含まれており、知識・技術を継承する期間におけるピーク時のときの総人員数にしており、当時の採用10カ年計画末での職員数は、平成28年4月1日現在の職員数と同数の150名程度としておりました。

近年におきましては、消防力の基準となる総務省消防庁における整備指針の改正により、救急自動車が増強配備となり、吉川消防署と同様に、松伏消防署におきましても、編成救急隊の運用が必要であると考え、南分署を含め3署で第5救急まで対応可能とする体制の整備を準備しております。

2点目の再任用と新採用の実数と考え方でございますが、実数については、平成28年4月1日現

在の再任用数は、任期更新した2名でございますが、平成27年度未定年退職を含めた退職者がなかったことから、新たな再任用と新規採用はしておりません。

考え方につきましては、国家公務員の雇用と年金の接続における趣旨を踏まえ、消防組合の将来を担う新採用職員を採用し、人事の新陳代謝を図り、組織活性力を維持するとともに、再任用職員の多様な専門知識・経験などの能力を積極的に活用しているところでございます。

今後におきましても、再任用職員と新規採用職員の採用者数のバランス、将来を見据えた職員年齢別の構成比などを見据え、職員全体のモチベーションの維持向上と人材の最大限の活用を図っていきたいと思います。

3点目の消防と救急の割合。有資格者と今後の方向のうち、消防と救急の割合についてでございますが、平成28年4月1日現在の職員数は150人のうち、消防署救急係の配置人員は31名で、全体の20.6%でございます。なお、救急救命士養成所入所予定者1名が本年8月に入所しており、通常は30名を配置人員としております。

次に、有資格者と今後の方向についてでございますが、当消防組合職員数150人のうち、救急有資格者につきましては89名で、全体の59.3%でございます。先ほどご説明しましたが、松伏消防署における編成救急隊の運用計画もあり、救急資格の取得に必要になります埼玉県消防学校及び医療機関における約2カ月間の研修となる救急科は、年度3期実施しておりまして、各消防署等の人員が可能な限り、各期2名から3名の職員を研修派遣し、養成しているところでございます。

次に、少年消防クラブ運営事業につきましては、吉川松伏少年消防クラブにつきましてご説明させていただきます。当少年消防クラブは、クラブ活動を通じて家庭及び地域の防災意識の高揚を図り、将来の地域防災の担い手となる人材育成を目的にしております。28年4月現在、クラブ員は小学5年生5名、小学6年生6名、準指導者である中学生12名の合計23名が在籍しており、毎月1回程度クラブ活動を実施しているものでございます。

活動内容につきましては、消防の基本となる規律訓練を初め水消火器や消防ホース等の資器材等の取り扱い方法、親子参加での心肺蘇生法、AEDの取り扱いなどを習得しております。

また、実技訓練だけではなく、一般財団法人防災教育推進協会が主催するジュニア防災検定を受験し、防災力を身につけました。

平成28年度におきましては、宮城県南三陸町で開催されました全国大会である少年消防クラブ交流会に初めて参加し、5名1組で実施する障害物競走及びリレー競走に出場した43チーム中13位の成績をおさめ、日ごろのクラブ活動の成果を発揮しました。交流会を通じてチームワークの重要性を再認識し、全国各地の少年消防クラブとの交流を深めました。

以上でございます。

○長谷川真也議長 戸井田勉予防課長。

○戸井田 勉予防課長 予防課長の戸井田でございます。よろしくお願いいたします。伊藤議員のご質問

にお答えさせていただきます。

4番目の消防法令改正に伴う予防業務。高度化。その内容と具体的施策。火災予防事務事業などに関連して具体的にでございますが、埼玉県消防学校において火災調査に関する専門的な知識、技術の習得や全国消防長会関東支部及び埼玉県消防長会が開催いたします消防法令違反是正事例発表会において違反是正事例の研究をいたしております。

法令改正経過などの予防行政の動向につきましては、消防用設備等実務研修会などに参加いたしまして、実務能力の向上を図り、予防業務の高度化に対応しております。

次に、予防事務事業との関連でございますが、専門的な知識、技術を反映した立入検査や火災調査の正確性を向上させるために、レーザー距離計を購入いたしまして、正確な面積の算出をもとにいたしました検査や調査を実施しております。

法令改正などへの対応につきましては、研修会などで習得いたしました知識を職場内において共有し、確実な定着が図れますように関連図書を購入をいたしております。

以上でございます。

○長谷川真也議長 黒田信浩警防課長。

○黒田信浩警防課長 次に、応急手当普及啓発事業についてご説明させていただきます。

多くの市町民が応急手当の正しい知識と技術を体得し、救命率の向上につながるよう応急手当普及啓発事業といたしまして、普通救命講習、上級救命講習、救命入門コースを実施いたしました。実施内容につきましては、普通救命講習といたしまして、3時間の講習時間内に応急手当の重要性として座学を行い、成人を対象とした心肺蘇生法の実施方法、AEDの使用法などの実技講習を行っております。講習の回数といたしまして、年間45回を実施してございまして、受講者につきましては497名、うち再講習者につきましては203名でございます。昨年の実施回数は27回、受講者は355名となっておりますので、昨年より18回多く実施し、142名多く受講されていることから、市町民の救命講習への関心の深さがうかがえるところでございます。

上級救命講習といたしましては、8時間の講習時間内に普通救命講習の内容のほかに、小児、乳児に対する心肺蘇生法、AEDの使用法、口腔内の異物除去方法、外傷における三角巾の使用法、効果測定として確認の試験を実施いたします。年間の回数につきましては5回、受講者につきましては70名、うち再講習者につきましては12名となっております。

救命入門コースといたしまして、応急手当の導入講習として、平成24年から実施しており、1時間30分の講習の中で、心肺蘇生法、AEDの使用法などの基本となる成人に対しての講習を実施しております。年間の回数につきましては23回、受講者につきましては935名となっております。

平成27年度中における主な講習用資器材の購入につきましては、心肺蘇生法によります訓練用ダミーを12体、電気ショックが必要な傷病者への訓練といたしまして、AEDトレーナーを2台購入いたしました。訓練用資器材の購入により、受講者一人一人の資器材使用時間が多くとることがで

き、普及啓発活動の指針であります正しい知識と技術の体得につながるものであると考えております。

次に、救急医療連携事業についてご説明させていただきます。救急業務の高度化、病院前救護体制の確立のため、埼玉県東部地域メディカルコントロール協議会と調整を図り、知識、技術の向上を図るため、救急救命士の研修などを行いました。

救急医療連携事業の一つといたしまして、獨協医科大学越谷病院救命救急センターの検証医により面談式事後検証を実施しております。面談式事後検証の実施条件につきましては、救急救命士が医師の具体的指示のもとに行われます特定行為といたしまして、心臓機能停止及び呼吸機能が停止している傷病者に対して行います気管内にチューブを挿入しての気管挿管、心臓機能が停止している傷病者に対しまして行います薬剤投与、心肺機能停止前の重度傷病者に対しまして行います静脈路確保及び輸液などの活動を行った場合や外傷傷病者に対しましては、アンダートリアージによる転送、救急隊管理下で容態が急変した場合などとなっております。

面談式事後検証の対象者につきましては、出動した救急隊、消防隊、その事案を受信した指令室職員、事務担当で主管課の警防課職員でございます。検証の結果は、面談式事後検証を受けた職員だけでなく、各所属にもフィードバックしておりまして、今後の救急活動に生かしているものでございます。

○長谷川真也議長 鈴木克巳吉川署長。

○鈴木克巳吉川消防署長 伊藤議員のご質問にお答えします。

2点目の指令管理事業の一段と高機能についてのうち、何が変わったかについてでございますが、まず指令台を管内人口規模が10万人以上40万人未満が対象となる指令台仕様といたしました。また、大規模災害時にも支障を来さぬよう119番受付台を2台から4台に増やしたところでございます。

その他新たな機能として、高所監視カメラやEメール配信機能などを導入いたしました。

指令台の機能向上といたしましては、119番通報の入電から出動指令を出すまでの操作性の向上、災害発生場所の間違えを未然に防ぐため、通報番地が存在しない場合、指令台操作画面に住所が存在しない旨の表示機能、さらにその全ての指令台が災害事案を共有しており、同一事案を複数の指令台で確認することができ、受け付け操作、指令操作を分けて効率的な作業ができるなどの新たな機能を有しております。

次に、現場到着時間についてでございますが、新たな専用回線を整備したことで、迅速な出動指令はもとより、指令回線以外にも各署への一斉放送が可能となり、支援情報として必要な資機材の指示が事前に行えるなど出動隊の活動がスムーズにできるような体制を整えました。

また、指令室では、通報内容から要請場所を速やかに特定するため、計画的に番地調査を行い、管内地図の精度向上に努めております。

さらに、119番を聴取中であっても、他の職員が指令台の操作や無線指令を行い、一秒でも早く



現場到着できる体制を整えております。管轄面積の違いなどから、単純な比較はできませんが、参考までに平成26年中の全国の救急車到着時間は、平均8.6分となっております。当消防組合では7.4分と全国平均より1.2分早く到着している状況でございます。

次に、ネット119の内容と実績についてでございますが、聴覚・言語障害者を対象としたスマートフォン等のメールを活用して通報するシステムでございます。平成28年3月1日から運用を開始しておりますが、現在吉川市で10名、松伏町で2名の方が登録をされております。現在まで救急要請1件の通報実績がございました。

次に、Eメール、高所監視カメラ、車両運用端末装置についてでございますが、まずEメールにつきましては、建物火災で延焼拡大しているなど第2指揮体制に区分される火災が入電した場合、速やかに該当する消防職員、副分団長以上の消防団員及び防災関係者にメールで連絡をする体制を構築したものでございます。メール配信とあわせて、自動電話連絡の装置により、音声による連絡を同時に行っております。

次に、高所監視カメラについてでございますが、各署の屋上に360度見渡せ、大規模災害が発生した際に、同時多発する災害状況等を確認することのできる高所監視カメラを設置いたしました。火災通報があった場合、その方向にカメラを向け、黒煙などの確認を行い、出動隊に支援情報として連絡し、活用しております。

次に、車両運用端末装置についてでございますが、以前よりこの装置は緊急車両に搭載しておりましたが、指令台システム同様に機器の老朽化に伴い、新たな機能がつけ加えられたものに更新をいたしました。現在、緊急車両19台に搭載しております。この装置は、画面を分割することができまして、災害発生場所、現在位置を同時に表示し、走行ルートを決める際に役立てております。また、水利部署予約やメッセージ送信などを活用して出動隊のサポートをしております。

なお、これらの機能を最大限に活用するため、現在吉川消防署の指揮調査係により、さらなる効果的な運用方法の研究をしているところでございます。この車両運用端末装置は、消防団車両には搭載してございません。

次に、動向、今後への期待についてでございますが、指令業務全般につきまして、指令台の操作や出動指令方法をより効率的に行うことができるかを検証いたしまして、通信規程及び通信運用要綱を見直し、改正したところでございます。

また、吉川消防署の職員においては、夜間の通信勤務につくため、119番通報入電時の対応研修を行い、聴取能力や無線交信技術の向上に努めております。

今後におきましては、より効果的な運用を研究し、災害発生時の通報窓口として、指令業務のソフト面の充実を図っていくものでございます。

以上でございます。

○長谷川真也議長 ただいまの答弁に対しまして、再質疑はありますか。

6番、伊藤正勝議員。

○6番 伊藤正勝議員 丁寧に、適切に、そしてわかりやすくご説明をいただき、大変ありがとうございました。一段と消防救急救命の役割と使命と、そして機能が大切になっているなど改めて実感をいたしました。今後のご検討をという、そういう気持ちでございます。

1つだけ、少年消防クラブの答弁が、質問の中で私は人数が相当減っているということがこの説明書に書いてあったように思ったのですが、そこら辺はどうなのかという実情と、女性消防団のそういうことになりますが、女性消防団、少年消防クラブ、いずれも全国の大臣表彰だとか、消防庁表彰、基本的には年間活動を一定の回数しっかりやらしてもらえれば表彰の対象になるということも例示をされています。そういう表彰が目的ではありませんけれども、お互いに存在感と励ましの一つの糧になればというようなことも含めて、しっかり取り組むと同時に、そういう面でもうまく委員で活用されたいかがだろうか、これは一つの私の提言として申し上げておきます。一言だけコメントをいただきたい。よろしくをお願いします。

○長谷川真也議長 地引二郎次長。

○地引二郎次長 伊藤議員の再質問にお答えをいたします。

現在、少年消防クラブは、23名でできておまして、定数等はございません。毎年各小学校に紹介をしまして、募集をかけているのですが、ピーク時には四十数名いて、現在23名ということで、今後私たちも努力しまして、多くの少年消防クラブに入るように努力したいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○長谷川真也議長 次に、4番、遠藤義法議員の質疑を許可いたします。

4番、遠藤義法議員。

○4番 遠藤義法議員 4番の遠藤ですが、第13号議案 平成27年度吉川松伏消防組合一般会計歳入歳出決算の認定について質問をさせていただきます。

今回の歳入歳出決算の主要成果あるいは事業実績の説明書に関していただきまして、大変よくわかりやすい詳細に説明なさっていると、あわせて監査委員さんからの意見書もあり、また今述べられました。こういったものを含めて質問させていただきます。

台風や、あるいは豪雨災害、自然災害、こういった中で地震も考えられるという中で、施設整備が消防計画、これに沿って実施されてきているというふうに考えております。平成27年度は先ほど管理者からもあったように、通信指令管理事業あるいは災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車の更新あるいは消防職員の研修、こういったものが主に重要視されて事業を実施されてきたと、こういう説明もいただきました。

そこで、お伺いをいたしますが、1番目の通信指令管理事業、この整備を図ってきて、その成果として、災害発生地点の特定をより迅速に行うと、こういうことで現場到着時間を短縮することが

できたと、そして被害の軽減を図ったと、こう説明なさっておりますが、その実績の報告をお願いをいたします。

また、救急体制の充実強化として、新たに措置できる研修等を実施してきたと、こうありますが、救急救命士が行う措置の拡充での事例等はあるのか。説明ですと気管挿管、これができるようになって、20名が研修受けているとか、こういったものもありますけれども、そういった事例等についてお聞きをいたします。

また、住民にとって救急車の病院への搬送、この時間短縮を求める声が大変強くございますし、また消防職員の皆さんもこれらを認識されて努力し、そのために通信指令のこういったものも整備強化をしているというふうに思います。そういった点での情勢について、あわせて先ほど説明ありましたけれども、救急医療連携事業、こういったものも東部地区のメディカルコントロール協議会と、こういった連携もしながら、重視をして強化をしているということではありますが、この点での実績はどうか、この点についてお聞きをいたします。

2つ目といたしまして、強調されておりました職員の研修、これによって知識や技術の向上を図ると、こうすることで消防署員の、消防組織の全体の質的消防力の強化あるいは各職員のレベルアップを図ったと、こうなっておりますけれども、こういった点での状況についてお聞きをいたします。とりわけあの鬼怒川決壊の常総市に行ったときに、消防署の認識が甘く、まさか決壊はしないだろうと、こういうことでの認識の中で、その後の対応が相当おくれてしまったと、こういう報告も現地でお聞きをいたしました。そういった点で最悪の状況を考えて、スピーディーに対処すると、こういうことが大変大事になってきておりますし、また今は集中豪雨でも大変雨量のこの量が全く違くと、こういった状況にもなっておりますし、また竜巻災害等もあるわけです。そういった点での危機管理について研修をどのように強化されてきているのか、この点についてお聞きをいたします。

以上です。

○長谷川真也議長 4番、遠藤義法議員の質疑に対しまして答弁を求めます。

鈴木克巳吉川署長。

○鈴木克巳吉川消防署長 遠藤議員のご質問にお答えします。

1点目の災害発生地点の特定をより迅速に行うことで現場到着時間を短縮し、被害の軽減の実績についてでございますが、まず先ほど伊藤議員のご質問の答弁と重複をいたしますが、高機能指令台システムの導入、受付台の増設、高所監視カメラ、Eメール配信機能及び間違え防止対策など施設の整備強化をしたものでございます。

また、統合型位置情報システムについてでございますが、このシステムは固定電話または携帯電話による119番通報者の発信位置情報を通信事業者網より受信し、指令台システムと連携して災害点決定を支援するシステムでございます。

こちらのシステムは、指令台システムの更新に合わせて更新整備したものとなっております。このシステムの活用方法といたしましては、新たに導入した指令台システムの機能を十分に活用し、早期災害点の特定及び速やかな出動指令操作を行い、対応を図っております。

次に、実績でございますが、指令台システムの運用開始が平成28年3月1日となっておりますので、平成27年度の実績は1カ月分となることから、前年3月中の出動件数における入電から出動指令までとの時間を比較をいたしました。

まず、平成27年3月の平均時間は2分5秒、平成28年3月の平均時間は1分44秒と、前年同期より21秒の時間短縮となり、指令台システムの操作性の向上や効率的な指令操作などによる効果と考えております。

また、災害事例で申し上げますと、平成28年11月に栄町地内において建物火災が発生いたしました。この火災は119番の入電時間が9時45分22秒で、出動指令が9時46分36秒と、入電から出動指令まで1分14秒となっております。出動指令を受けた活動隊は災害点を確認し、防火衣装着など出動態勢を整え、9時48分30秒に出動しており、出動指令から出動まで1分54秒となっております。その後、出動から3分7秒後の9時51分37秒に最先着隊が現場到着をいたしました。現場到着時は、既に2階の窓から火炎が噴出しており、隣接する建物に延焼拡大するおそれが非常に高い状況でございました。しかし、活動隊の迅速な消火活動により、隣接建物への延焼を最小限に阻止した事例がございます。119番入電、出動指令、出動、現場到着、そして消火活動と、迅速な初動態勢により、被害の軽減につながった事例でございます。

なお、平成27年中の救急車到着時間の全国平均は公表されておりませんが、当消防組合の平成28年1月1日から12月1日までの119番入電から現場到着時間の平均は7.2分となっており、前年の平成27年中の7.4分より0.2分の到着時間が短縮されております。これらのことが被害の軽減につながっているものと考えております。

以上でございます。

○長谷川真也議長 黒田信浩警防課長。

○黒田信浩警防課長 続きまして、救急体制の充実強化としての新たな措置に対応できる研修など実施してきたとありますにつきましてご説明させていただきます。

平成26年1月31日、救急救命士法施行規則の一部を改正する省令が公布され、平成26年4月1日より救急救命士の行う救急救命処置として、医師の具体的な指示のもとでの心肺機能停止前の重度傷病者に対する静脈路確保及び輸液並びに低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与の2つが新たに可能となり、当消防組合では平成27年度に6名の救急救命士が認定を受けたところでございます。

実際に行った処置につきましては、低血糖発作症例の確認といたしまして、血糖値測定を5件、血糖値測定の結果、低血糖の傷病者に対し、ブドウ糖投与を行った事案として3件実施しております。また、循環血液量減少性ショックなどの重度傷病者に対しましての静脈路確保及び輸液を6件

実施しております。なお、平成28年度につきましても、6名の救急救命士が新たに認定を受けたところでございます。

次に、住民にとって救急車の病院への搬送時間短縮を求める声についてでございますが、救急要請された傷病者を早期に医療機関に搬送し、いち早く医師の管理下に置きまして、救急処置を行うことは、救命率の向上につながるとても重要なことでございます。救急搬送につきましては、救急隊が傷病者の状態を観察し、その容態に対して適切な医療機関を選定し、搬送を行いますが、選定した医療機関が手術中であつたり、現在処置が困難である場合など医療機関選定に時間を要することがございます。当消防組合では医療機関を選定し、4件以上医療機関への収容依頼を行った場合、ほかの救急隊員が同時にほかの医療機関へ収容依頼を行います。このことにより、現場での滞在時間の短縮につながるものと考えております。

医療機関選定の時間短縮といたしましては、平成26年3月より運用が開始されておりますタブレット端末を利用しました救急医療情報システムがでございます。このシステムは、県庁、県内の病院、診療所及び消防機関をインターネットで結び、医療機関と消防機関との相互連携に活用することを目的に構築されたシステムです。このシステムを活用することにより、県内の搬送可能な医療機関が検索でき、医療機関選定まで時間の短縮が図れるところでございます。また、自隊が搬送しました搬送実績を入力することにより、ほかの救急隊への情報共有が図れ、吉川松伏消防組合のほかに県内の救急隊へ情報の共有も図ることができ、医療機関選定の時間短縮につながるものと考えております。

また、埼玉県では長時間搬送先が決まらない救急患者を原則として、断らずに受け入れる医療機関に対し、搬送困難事案の解消を図ることを目的といたしまして、搬送困難受入医療機関支援事業として、搬送困難受入病院を新たに指定をいたしました。

埼玉県東部地域メディカルコントロール協議会管内では、平成27年1月から現在の新久喜総合病院、平成27年10月1日から秀和総合病院、平成28年1月1日から獨協医大越谷病院の3つの医療機関が指定されているところです。

平成27年中の当消防組合におけます救急総件数3,848件のうち、覚知から医療機関への搬送で60分以上要した事案については424件、平成28年12月1日現在における救急件数3,630件のうち、覚知から医療機関への搬送で60分以上要した事案については388件でございます。収容平均時間につきましても、平成27年中では41.8分、平成28年12月1日現在では39.3分となっております。昨年と比較いたしますと、わずかながらであります。件数の減少、時間の短縮がうかがえるところでございます。

当消防組合では、救急救命士の各種教育研修を実施し、救急医療に対して、知識、技術の向上を図るよう研修を行っているところでございます。救急救命士のみならず、各救急隊員ともレベルアップを志し、傷病者に対し適切に容態を判断し、速やかに医療機関へ搬送を行っていきたいと考え

ております。

○長谷川真也議長 地引二郎次長。

○地引二郎次長 次に、2点目の知識や技術の向上を図ることで、組織全体の質的消防力の強化、各職員のレベルアップの状況についてでございますが、消防大学校並びに埼玉県消防学校などの研修などで習得した知識・技術を活用し、災害現場での指揮命令系統の確立及び消火活動などの防御戦術を最大限に生かすとともに、日常訓練の中で隊員間の連携強化など、さまざまな業務の中でフィードバックの実践に努めているものでございます。今後におきましても、研修などで習得した知識・技術の共有を図り、組織全体の向上に努めていきたいと考えております。

次に、危機管理についての研修はどのように行ってきたかでございますが、消防大学校及び消防学校研修の幹部科や県における危機管理に係る研修を受講し、危機発生時や大規模災害発生時などに迅速かつ適切な対応がとれるよう危機管理意識の醸成に努めているものでございます。また、日ごろから大規模災害発生時の危機感を念頭に置き、吉川松伏消防組合消防計画に基づく非常災害時における初動マニュアル、参集マニュアルなどを策定しておりますことから、災害発生時の対応行動の確認に努めているものでございます。

以上でございます。

○長谷川真也議長 ただいまの答弁に対しまして再質疑ありますか。

4番、遠藤義法議員。

○4番 遠藤義法議員 さまざまな事案に対して適切に対応できるという点での職員の皆さんの研修を含めて、知識あるいは技術力、こういうものをアップしていくという点で、わかりました。それらも含めて環境整備をするということで、今現場の到着所要時間が平均で7.2分と、こういうことでありました。あと少しここを改善されるといいますか、あとは住民から大変、なかなか救急車が病院に搬送されないという点でのいら立ち等もあるのですが、受け入れ先ということでの対応を今ずっとなっていると、そういった点で所要時間、これが説明書の中では41.8分と、こういうことで、多少全国平均ということよりも短いということであろうと思うのですが、今答弁あって、これが39.3分ということで、多少改善されているのですが、ただ一方では60分以上は300件を超える、こういった状況になっております。ぜひそういった点では、さらに高度のそういった技術力も設備も必要であろうというふうに思いますし、また関連する医療機関とか、そういったこの連携を図って、さらに住民の命を守る、あるいは財産を守る、そういった活動に全力を図っていただきたいと、こういうことで感謝を述べて、質問を終わります。

以上です。

○長谷川真也議長 質疑を打ち切り、討論に入ります。

討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○長谷川真也議長 討論の発言がありませんので、討論なしと認めます。

これより第13号議案の採決をいたします。

本案は原案のとおり認定することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○長谷川真也議長 挙手全員であります。

よって、第13号議案 平成27年度吉川松伏消防組合一般会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前11時36分

再開 午前11時44分

○長谷川真也議長 休憩前に引き続き会議を開きます。



#### ◎第14号議案の上程、説明、質疑、討論、採決

○長谷川真也議長 日程第8、第14号議案 平成28年度吉川松伏消防組合一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

中原恵人管理者。

○中原恵人管理者 それでは、第14号議案 平成28年度吉川松伏消防組合一般会計補正予算（第3号）につきましてご説明をいたします。

本補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,248万6,000円を増額し、予算の総額を16億9,421万3,000円とするものでございます。

歳入の主な内容といたしましては、先ほど承認を賜りました平成27年度決算に伴い、前年度繰越金を増額するものでございます。

歳出の主な内容といたしましても、決算による繰越金を常備消防費分及び非常備消防費分を算出し、構成市町に償還し、負担金を清算するものでございます。

次に、債務負担行為の主な内容でございますが、通信指令施設におけます継続した保守契約が必要となるため、債務負担行為を追加するものでございます。

なお、詳細につきましては、消防長から説明をさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願

いたします。

○長谷川真也議長 次に、酒井誠消防長。

○酒井 誠消防長 それでは、第14号議案 平成28年度吉川松伏消防組一般会計補正予算（第3号）につきまして説明をさせていただきます。

お手元の補正予算書7ページ、8ページをお開きください。歳入の6款前年度会計繰越金でございますが、先ほど認定を賜りました平成27年度決算におきまして歳入歳出差引残額2,538万6,473円が生じたので、平成28年度当初予算に繰越金として計上いたしました500万円を差し引いた2,038万6,000円を増額するものでございます。

次に、8款組合債でございます。吉川市及び松伏町消防団携帯型デジタル無線受令機購入事業の財源につきまして、当初予算では購入額の約90%を地方債としておりました。しかし、地方債協議等の事務手続におきまして、十二分な確認不足もあり、地方債で対象となる備品整備事業につきましては、1品当たりの取得価格が定められており、当該購入事業におきましては、基準を満たしていないことが判明したことから、それぞれ皆減するものでございます。今後におきましては、県などに事前確認を徹底するなど再発防止に努めてまいります。

次に、9款寄附金につきましては、東彩ガス株式会社様より消防力の向上に役立てていただきたいとの寄附の申し出があり、10万円を受納するものでございます。

続きまして、9ページ、10ページをお開きください。歳出の3款消防費、説明欄上段の財務管理事業でございますが、歳入にてご説明いたしました繰越金を常備消防費負担金に係る清算金として吉川市に734万9,000円、松伏町に416万9,000円の計1,151万8,000円を常備消防費償還金としてそれぞれ償還するものでございます。

次に、車両資器材管理事業でございますが、歳入で申し上げましたが、消防力の向上に役立てていただきたいとの寄附者の意向を踏まえ、訓練用消火器を購入し消防訓練などで活用するため、備品購入費として10万円を計上するものでございます。

次に、吉川市及び松伏町消防団運営事業の備品購入費でございますが、両団分の携帯型デジタル無線受令機47機分を一括調達したこともあり、安価に契約できましたことから、それぞれの不用額を減額するものでございます。

吉川市及び松伏町非常備消防費償還金につきましては、先ほどの常備消防費と同様に、繰越金のうち吉川市消防団分562万1,000円を吉川市に、松伏町消防団分324万7,000円を松伏町に償還するものでございます。

次に、4款公債費の吉川市及び松伏町消防団債管理事業（元金）でございます。先ほど歳入の組合債で説明いたしました各消防団無線受令機購入事業において、地方債の活用ができなくなり、一般財源の不足が生じたことから、各消防団車両の財源となる地方債の借り入れ時期を平成29年3月末に調整させていただき、平成28年度予算計上する一般財源である償還元金を減額させていた



だくものでございます。

恐れ入りますが、3ページにお戻りください。第2表、債務負担行為補正でございます。まず、1点目の通信指令施設保守管理業務委託事業でございますが、平成28年度末に契約が満了となり、119番通報を初め災害発生の情報収集や発信の中核を担う施設でありますことから、通信指令機能を維持保全するため、継続した契約が必要でありますことから、追加するものでございます。

次に、2点目の消防組合複合複写機賃貸借事業でございますが、消防本部の複合複写機が平成28年度末に複数年契約が満了となり、月契約で調整しておりました各消防署の複合複写機を合わせた賃貸借事業を追加するものでございます。

また、3点目の南分署・松伏署庁舎空調衛生設備保守業務委託におきましても、平成28年度末に契約が満了となり、消防庁舎の機能を維持するため、追加するものでございます。

以上でございます。

○長谷川真也議長 これより質疑に入りますが、当議案につきましては、通告がされておられませんので、質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○長谷川真也議長 討論の発言がありませんので、討論なしと認めます。

これより第14号議案の採決をいたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○長谷川真也議長 挙手全員であります。

よって、第14号議案 平成28年度吉川松伏消防組合一般会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。



### ◎議員提出第1号議案の上程、説明、質疑、討論、採決

○長谷川真也議長 日程第9、議員提出第1号議案 吉川松伏消防組合議会特別委員会条例を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

3番、稲葉剛治議員。

○3番 稲葉剛治議員 吉川松伏消防組合議会特別委員会条例についてご説明いたします。

当消防組合議会におきましては、常任委員会を初めとする委員会制度は設けてはならず、必要に

応じ全員協議会などの会議で案件を協議しているところでございます。

現段階におきましては、常任委員会、議会運営委員会制度を設けるまでには至らないものでございますが、今後におきまして、必要がある場合に応じ、特定の事件、案件を継続的に調査、審査するため、議会の内部機関となり、その機能と権限を有する特別委員会の制度は設けておく必要があると考え、議会会議規則第13条に基づき、賛成者の遠藤義法議員、吉川敏幸議員とともに、吉川松伏消防組協議会特別委員会条例を提案するものでございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○長谷川真也議長 これより質疑に入りますが、当議案につきましては、通告がされておられませんので、質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○長谷川真也議長 討論の発言がありませんので、討論なしと認めます。

これより議員提出第1号議案の採決をいたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○長谷川真也議長 挙手全員であります。

よって、議員提出第1号議案 吉川松伏消防組協議会特別委員会条例は、原案のとおり可決されました。



### ◎動議の提出

○長谷川真也議長 ここで、3番、稲葉剛治議員ほか4名から救急隊員暴行事件に関する調査特別委員会の設置を求める動議が提出されておりますことから、内容を確認するため、暫時休憩といたします。

休憩 午前11時55分

再開 午前11時59分

○長谷川真也議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◇

◎日程の追加

○長谷川真也議長 先ほど3番、稲葉剛治議員ほか4名の議員から提出された動議は、各議員に配付し、ご確認いただいているところでございます。

本動議は、会議規則第15条の規定により、提出者のほかに2名以上の賛成がありますことから、救急隊員暴行事件に関する調査特別委員会の設置についてを日程に追加し、議題といたします。

---

◇

◎救急隊員暴行事件に関する調査特別委員会の設置について

○長谷川真也議長 追加日程第1、救急隊員暴行事件に関する調査特別委員会の設置についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

3番、稲葉剛治議員。

○3番 稲葉剛治議員 救急隊員暴行事件に関する調査特別委員会の設置についてご説明いたします。

救急隊員への暴行事件につきましては、平成26年7月、当消防組合議会定例会から取り上げられているところでございます。本件につきましては、管理者を初めとする説明員からのご説明を受けているところではございますが、当消防組合議会におきまして、直接的に事実関係を解明し、事態を終結させたいと考え、賛成者の小野潔議員、遠藤義法議員、吉川敏幸議員、伊藤正勝議員とともに地方自治法第100条に基づく調査特別委員会の設置を求めるものでございます。

なお、当消防組合議会における地方自治法第100条第1項及び同法第98条第1項の権限を本調査特別委員会に委任し、先ほど可決されました吉川松伏消防組合議会特別委員会条例第1条の規定により、本調査特別委員会に調査事項を付託するものでございます。

また、調査期間につきましては、特別委員会設置の日から調査が終了するまでとし、閉会中も調査を行うことができるものとするものでございます。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○長谷川真也議長 提案者の説明が終わりましたので、質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○長谷川真也議長 質疑を打ち切り、討論に入ります。

討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○長谷川真也議長 討論の発言がありませんので、討論なしと認めます。

これより本案の採決をいたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○長谷川真也議長 挙手全員であります。

よって、救急隊員暴行事件に関する調査特別委員会の設置については可決することに決定しました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 零時 03分

再開 午後 零時 06分

○長谷川真也議長 休憩前に引き続き会議を開きます。



### ◎特別委員会委員選任

○長谷川真也議長 それでは、救急隊員暴行事件に関する調査特別委員会についてお諮りいたします。

本調査特別委員会に地方自治法第100条第1項の権限を委任し、調査事項を付託するものとします。

調査期間については、調査が終了するまでとし、閉会中も調査を行うことができるものと思いたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○長谷川真也議長 異議なしと認めます。

よって、本調査特別委員会に付託し、閉会中の継続調査を行うことができるものに決定いたしました。

次に、本調査特別委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。本調査特別委員会の定数は8名とし、委員の選任については、吉川市議会委員会条例第8条第1項の例により、松岡高志議員、小野潔議員、稲葉剛治議員、遠藤義法議員、吉川敏幸議員、伊藤正勝議員、山崎隆一郎議員、平野千穂議員、以上8名を指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○長谷川真也議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました8名を本調査特別委員会委員に選任することに決定しました。  
ここで暫時休憩とし、吉川市議会委員会条例第10条第1項の例により、ただいまから議員控室にて本調査特別委員会を招集し、正副委員長の互選を行います。

休憩 午後 零時08分

再開 午後 零時13分

○長谷川真也議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

\_\_\_\_\_ ◇ \_\_\_\_\_

#### ◎特別委員会正副委員長の互選

○長谷川真也議長 救急隊員暴行事件に関する調査特別委員会の正副委員長が決定されましたので、ご報告いたします。

委員長に遠藤義法議員、副委員長に松岡高志議員、以上のように決定しました。よろしく願いいたします。

\_\_\_\_\_ ◇ \_\_\_\_\_

#### ◎特別委員会閉会中の継続審査の申し出

○長谷川真也議長 また、本調査特別委員会委員長より閉会中の継続審査の申し出があり、閉会中の継続審査に付することにいたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○長谷川真也議長 異議なしと認めます。

よって、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

\_\_\_\_\_ ◇ \_\_\_\_\_

#### ◎閉会の宣告

○長谷川真也議長 以上で、本定例会の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、平成28年第3回吉川松伏消防組合議会定例会を散会いたします。

本日は大変ご苦労さまでございました。

閉会 午後 零時14分